

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令の一部改正

一 経済産業大臣の権限のうち、一の都道府県の区域内のみで行われる中小企業流通業務総合効率化事業に係る権限に属する事務については、当該区域を管轄する都道府県知事が行うものとする。

(第六条関係)

二 地方支分部局の長への権限の委任

(第七条関係)

1 国土交通大臣の権限のうち、一の地方運輸局の管轄区域内のみで行われる流通業務総合効率化事業に係る権限（貨物軌道事業に係る権限及び港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係る権限を除く。）は、当該区域を管轄する地方運輸局長に委任するものとする。

2 国土交通大臣の権限のうち、一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみで行われる流通業務総合効率化事業に係る権限のうち、港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係る権限は、当該区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任するものとする。

3 経済産業大臣の権限のうち、一の経済産業局の管轄区域内のみで行われる流通業務総合効率化事業に係る権限（中小企業流通業務総合効率化事業に係る権限を除く。）は、当該区域を管轄する経済産業局長に委任するものとする。

4 農林水産大臣の権限のうち、一の地方農政局の管轄区域内のみで行われる流通業務総合効率化事業に係る権限は、当該区域を管轄する地方農政局長に委任するものとする。

三 その他所要の改正を行うものとする。

## 第二 関係政令の一部改正

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令及び経済産業省組織令について、所要の改正を行うものとする。

## 第三 附則

この政令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。